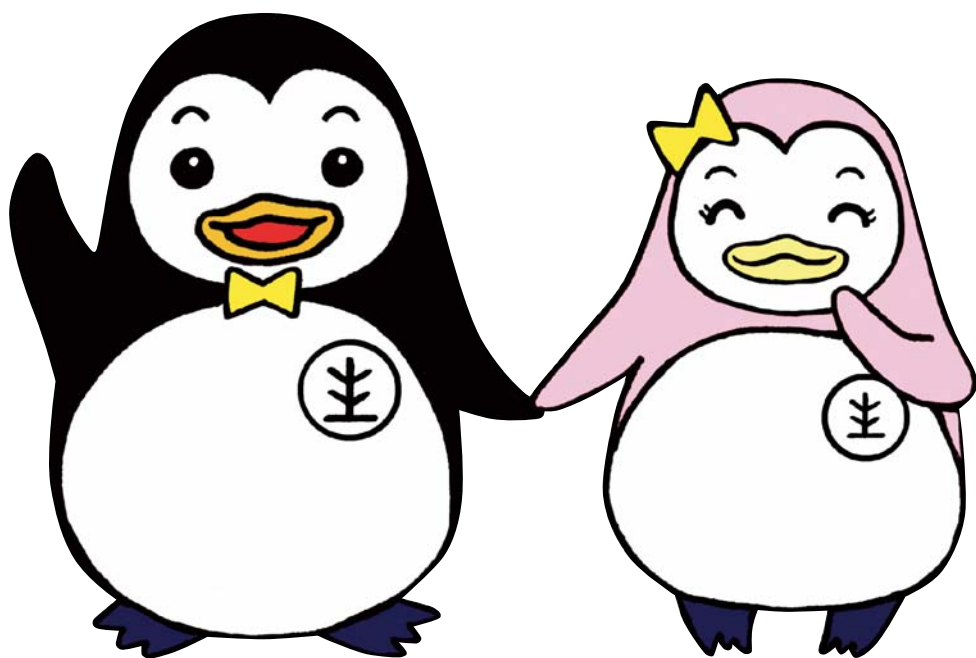




# Re:START

## 雇用で支える再出発

～犯罪をした人が、もう一度やり直せる地域社会へ～

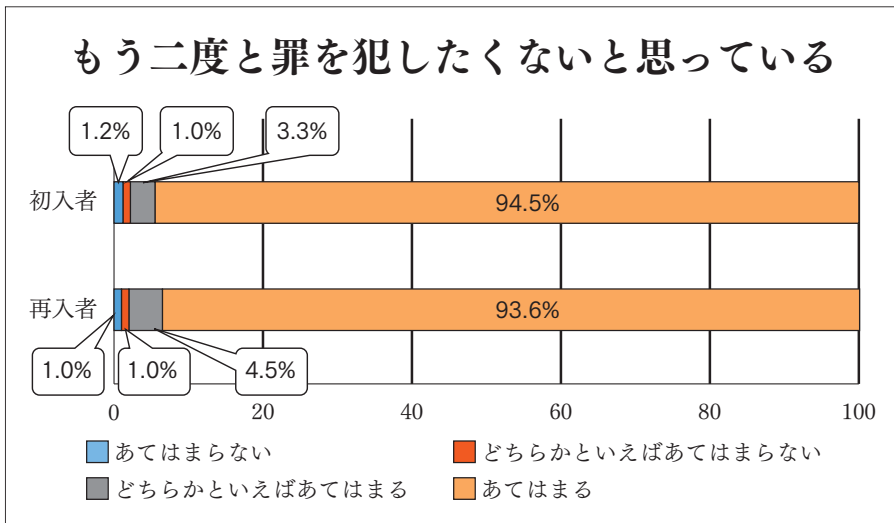


法務省：更生ペンギンのホゴちゃん（左）、サラちゃん（右）

# ① 犯罪をした人を取り巻く現状について

## ● 受刑者の気持ち

ほとんどの受刑者は「**立ち直りたい**」と思っています。受刑者を対象とした調査では、「もう二度と罪を犯したくないと思っている」という項目に対し、「どちらかといえばあてはまる」、「あてはまる」と回答した受刑者は初入者、再入者のいずれも約98%となっています。



※「初入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。  
「再入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

## ● 立ち直りへの壁 ～住むところがない、仕事がない

前科等があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができないことが立ち直りに向けた大きな壁となっています。

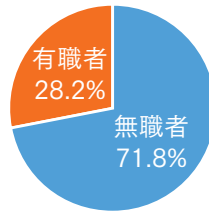
犯罪のくり返しを防ぐためには、本人の努力だけではなく、地域社会で孤立することのないよう、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療、福祉サービスの利用に向けた支援等、関係機関等が連携して行う「息の長い」支援と、地域の理解と協力が必要です。

## ② 再出発を雇用で支える

### ● 就労支援の意義

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職です。また、保護観察（仮釈放による）終了時に無職であった人の取消・再処分率は、有職であった人と比べて一貫して高い等、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすくなっています。

刑務所再入者の再犯時の就労状況



### ● 犯罪のくり返しを減らすことの意義

刑法犯の検挙人員は、平成17年以降減少を続けていますが、検挙人員中再犯者の占める割合は、緩やかながら増加しています。

犯罪のくり返しを防ぐことは、新たな被害者が生まれることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会づくりにつながります。

### ● 就労を支える取組 ～協力雇用主制度

<問合せ先…保護観察所(→P6)>

#### 協力雇用主とは？

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用して下さる事業主を「協力雇用主」といいます。

協力雇用主に登録することで、犯罪や非行をした人の雇用に際して受けられる支援の幅が広がる場合がありますので、犯罪や非行をした人の雇用に関心がある場合は、ぜひ登録について検討してみてください。

**就労には雇用主の皆様の協力が不可欠です。  
地域に密着した多くの事業主の方々のご理解と  
ご協力をお願いします！**



## 協力雇用主など、 雇用主の方々が利用できる制度があります！

(法務省：協力雇用主のアシカ親方)

### ● 刑務所出所者等就労奨励金制度 <問合せ先…保護観察所(→P6)>

※実際に雇用していただいた協力雇用主に最長1年間奨励金を支給

#### [就労・職場定着奨励金]

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円の支給を受けられます。

※刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施し、保護観察所にその状況を報告します。

最大48万円

#### [就労継続奨励金]

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円の支給を受けられます。

※刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施し、保護観察所にその状況を報告します。

最大24万円

### ● 身元保証制度 <問合せ先…保護観察所(→P6)>

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を受給できます。

※労働保険に加入していることが条件となります。

最大200万円(損害ごとの上限100万円、累計の上限200万円)

### ● トライアル雇用制度 <問合せ先…ハローワーク(→P6)>

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円の支給を受けられます。

※事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

## ● 職場体験講習 < 問合せ先…保護観察所(→P6) >

刑務所出所者等に、実際の職場環境や業務を体験させた場合、講習委託費が支払われます。

※社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4,000円

## ● 公共工事の総合評価落札方式での協力雇用主への加点について < 問合せ先…各公共工事の担当窓口 >

北海道が発注する公共工事の総合評価落札方式では、工事によっては協力雇用主が加点対象となる場合があります。

※詳細は各公共工事の担当窓口にお問い合わせください。

## 道内の協力雇用主さんへ紙上インタビュー

### < 業種：建設業（札幌市） >

#### Q 協力雇用主に登録したきっかけは？

A 増員を検討中、偶然知りました。出所者の受け皿となる会社が少ない事を知り、少しでも社会貢献になればと登録を決めました。

#### Q 犯罪や非行をした人の雇用に取り組んでみてのやりがいは？

A 10代の出院者は、初めは責任感に乏しく遅刻や無断欠勤、連絡がつかないことも。しかし「また頑張りたい。働かせてほしい」と連絡が来た時、信頼を得ていたから勇気を出して電話をくれた、真剣に向き合ってきて良かったと感じました。

#### Q 協力雇用主の登録について興味・関心のある企業へのメッセージ

A 保護観察所の方から丁寧な説明を受けられるので、懸念事項を確認してから登録できます。助成金や奨励金制度があるので、企業にとってもメリットがあります。

### < 業種：製造業（函館市） >

#### Q 協力雇用主に登録したきっかけは？

A 配偶者が保護司をしていたこともあり、更生保護や犯罪・非行をした人の就労支援に、弊社でも何か協力できないかと思ったのがきっかけでした。

#### Q 犯罪や非行をした人の雇用に取り組んでみてのやりがいは？

A 本人や保護司とも話し合い、本人には、不安や悩みなどあれば相談してほしいと話して、本人が心を開き、わかり合えればと思って取り組んでいます。

#### Q 協力雇用主の登録について興味・関心のある企業へのメッセージ

A 犯罪・非行をした人が、私たち協力雇用主と出会い、仕事の楽しさと生きがいを見だして、人生を切り拓き、更生できるよう、共に活動できることを願っています。

## 雇用に向けて相談できる機関

- 協力雇用主について知りたい、登録したい
- 奨励金(→P3)について知りたい  
～札幌、函館、旭川、釧路の各保護観察所(→P6)

保護観察所では、保護観察中の人を雇用する場合の相談を受けており、例えば、求人の方法や雇用にあたって利用できる制度についてご説明、協力雇用主の登録などを行っています。

- 求人の条件に合う人がいる刑務所や少年院について教えてほしい
- 雇用方法や制度がよく分からない…  
～コレワーク北海道(→P6)

コレワークでは、事前に事業主の雇用ニーズをお伺いし、雇用条件に合致する人がいる矯正施設をご紹介します。

また、在所者に対する求人に関わる各種制度の説明や、採用活動に必要な手続きのお手伝いのほか、刑務所や少年院の見学などの案内などをします。

- 刑務所や少年院への求人の出し方を知りたい
- トライアル雇用(→P3)に興味がある  
～ハローワーク(→P6)

ハローワークでは、犯罪や非行をした人を対象とした求人で、一般の求職者に対しては非公開となる「受刑者等専用求人」の申込を受け付けています。また、刑務所などの矯正施設や保護観察所と連携して、犯罪や非行をした人に求人票を提供し、ご希望に合う方をマッチングして紹介の連絡を行っています。

- 従業員となった出所者のやる気を引き出したい
- 仕事を長続きさせたい
- 部下をうまくサポートしたい  
～法務少年支援センター(→P6)

法務少年支援センターでは、地域における非行や犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。採用後に、仕事や職場の人間関係等に関する問題や悩みがあった場合には、心理学等を専門とするスタッフが、事業主の方や採用された方からの相談をお受けし、アドバイスなどを行っています。

※未成年に限らず、成人の方の相談もお受けしています。

## 犯罪をした人等の雇用に関する関係機関の連絡先

### ●保護観察所

- 札幌保護観察所 電話：011-261-9225
- 函館保護観察所 電話：0138-26-0431
- 旭川保護観察所 電話：0166-51-9376
- 釧路保護観察所 電話：0154-23-3200



詳しくはこちら  
(法務省のサイトにつながります)

### ●コレワーク北海道（札幌矯正管区矯正就労支援情報センター）

フリーダイヤル：0120-29-5089

※最寄りのコレワークにつながります

詳しくはこちら  
(法務省のサイトにつながります)



### ●ハローワーク

ハローワーク所在地や連絡先については  
右記QRコードからご覧ください。



### ●法務少年支援センター（少年鑑別所）

法務少年支援センターさっぽろでは、メールによる相談の受付、オンラインでの相談にも対応しております（その他は非対応）。詳しくは右記QRコードからご相談ください。

- 相談ダイヤル（最寄りの法務少年支援センターにつながります）  
ナビダイヤル：0570-085-085
- 法務少年支援センターさっぽろ  
電話：011-787-0111
- 法務少年支援センターはこだて  
電話：0138-30-7877
- 法務少年支援センターくしろ  
電話：0154-41-5877
- 旭川法務少年支援センター  
電話：0166-31-5511



詳しくはこちら  
(法務省のサイトにつながります)

### ●参考資料

- ①法務総合研究所研究部報告59  
再犯防止対策等に関する研究 2019（法務省）
- ②令和2年矯正統計（法務省）
- ③令和3年版犯罪白書（法務省）

## 北海道再犯防止推進計画について

北海道は、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和3年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定しました。

計画では、4つの基本方針を定め、本道の実情に応じた取組を進めています。

### ●基本方針

- ①犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体等と連携して取り組みます。
- ②国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努めます。
- ③犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。
- ④再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成します。

計画や、北海道の再犯防止の取組について、詳しい内容は北海道のホームページに掲載しています。

詳細は下記QRコードからご覧ください。



### ■パンフレットに関するお問い合わせ先■

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-206-6148